

県内の製造業で死亡災害が増加しています!!

平成 26 年の製造業における死亡災害件数は 9 件、前年に比べ 4 件増加(福岡県)

1 平成 26 年の製造業における労働災害の発生事例

高所作業車キャビン上の天板上がり、作業のため身を乗り出した時、足を踏み外して地面に転落¹した懸垂型天井クレーンで作業中、片側の走行レールの溶接部が破断、クレーンが作業者の頭上に落下²したプレスの金型が所定の位置に固定されていなかったため、突起部が折れて作業者の頸部に飛来²した仮置きしていた材料に背を向けて移動中、材料が倒壊³してきた

フォークリフトのフォークの前で作業中、不意にフォークリフトが前進してフォークに胸部を激突され⁴た駆動しているベルトコンベアの近くで清掃中に、動力伝達機構にはさまれ・巻き込まれ⁵た
破砕機の異常を確認しようとして、駆動中の破砕機にはさまれ・巻き込まれ⁵た

③ 配送の荷物を積載後、後部のハッチバックを閉めたところ、後方から車に追突された(交通事故⁶)

⑨ 勤務している会社の工場から別の工場へ乗用車で移動中、道路脇の電柱に激突した(交通事故⁶)

業種と事例番号	平成 26 年	平成 25 年	平成 26 年の事故の型別発生状況
食料品 ③	2	1	1. 墜落・転落 1 件
窯業・土石製品	3	2	2. 飛来・落下 2 件
非鉄金属 ⑨	1	0	3. 崩壊・倒壊 1 件
金属製品	1	1	4. 激突され 1 件
機械器具	2	1	5. はさまれ・巻き込まれ 2 件
			6. 交通事故 2 件

2 労働災害防止の取組

製造業で、今なおこれまでと同様の死亡災害が後を絶ちません。熟練技能者の退職や労働災害の減少に伴い、危険に対する感受性が薄れてきたこと、また、機械や設備の高性能化に伴って使用する人間の側に技能を要求されていることから、人の操作や判断のミスに起因する災害が増加しています。

このような状況の中、労働災害を防止するには、作業で使用する産業機械の駆動部分や化学物質等の有害物等(危険源)に近づいたり、接触しないように危険性や有害性を洗い出し、危険性・有害性を排除する必要があります。

参考：災害防止対策は、「H18.3.10 指針公示第 1 号 危険性又は有害性等の調査等に関する指針(リスクセサメント指針)」の「10. リスク低減措置の検討及び実施」に従って実施することが望まれます。

(1) 産業機械災害の防止

産業機械は人を遙かに凌ぐ力を持っているので、産業機械災害防止の基本は、危険源を人と隔離すること、どんな産業機械でも使い込むうちに、何もしなければ壊れてしまうので、人の体調と同様に正常な状態であるか保守点検すること、動力運搬機については、車道と歩道のように人の動線を区別することが必要です。

参考：労働安全衛生法では、産業機械の駆動部分など労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所は防護措置を図ること、また、原則として産業機械の掃除や修理の時には機械を停止し、起動装置に鍵を掛けて表示板で関係者に周知する等の規制があります。また、クレーン等の危険な機械は、定期的に保守・点検を行うことや点検の指針が示されています。

(2) 墜落・転落災害防止

地球には重力がありますので、高所作業では、常に「落ちる」ことを意識しておかなければなりません。それでは、「いつ、落ちるのか？」については、高い場所の状態や登る頻度、高所での人の様々な動作や身体能力によって危険の度合いが異なります。

例えば、脚立のように踏面が小さい場合には、身を乗り出して作業を行うと、その作業時間がわずかであっても落ちる可能性は高くなります。

したがって、ちょっとしたことからと油断は禁物、できるだけ高所での作業を少なくするとともに、高所作業では、作業方法に合った作業スペースを確保すること、手すりを設けることが必要です。

参考：高さが1mでの作業であっても死亡した事例があります。比較的低い高さでの安全帯の使用も万能ではありません。

労働安全衛生法では、地上から2メートル以上の箇所での作業を高所作業と定め、足場や手すり、さん及び昇降設備の設置等による、墜落・転落防止及び飛来落下防止措置等を規定しています。

(3) 人の行動による災害防止

人の操作や判断のミスにより引き起こされる労働災害が数多く発生しています。ほとんどの作業は、人が産業機械を使うことや危険有害な作業環境で行われます。産業機械に間違った命令を行ったり、正しい方法で作業を行わないこと等によって異常な事態を引き起こし、さらには、その事態に対処しようとして、操作を誤ったり、産業機械の駆動部分や有害物に接触・墜落したり、はては産業機械が壊れて材料等の破片、有害物が飛来したり、崩壊したりして被災します。

「教えたはずなのに?」、「いつも言っているのに?」など、人の行動を規制することは、なかなか難しいですね。「いくら安全教育しても、きりが無い。」とありませんか。

安全教育で大切なことは、繰り返しできるようになるまで行うこと、また、「できない(技能)」のか、「やらない(風土)」のか、「知らない(知識)」のか、そして「ヒューマン・エラー」によるものかについて、適切に把握して対処することが必要です。

これらの対処には、設備や作業方法の改善等が必要な場合もあります。特に、「ヒューマン・エラー」によるものは、人の五感による判断ミスが深く関わっていることから、人間工学による産業機械の設計製作と配置、作業標準等の見直し、そして作業管理の見直しが求められます。

また、機械設備の不安全な状態、人の不安全な行動等から生じる危険を洗い出し、行動を促す危険予知活動(KY活動)や、勘違い又は間違いをなくすために「指差呼称」が盛んに取り入れられています。

参考：労働安全衛生法でも、雇入れ時や作業内容変更時の教育、危険又は有害な業務に就かせるときの特別教育、業種によっては職長教育などについて実施時期や教育内容が定められています。

ヒューマン・エラー：本人に知識、能力、意欲があっても、人間であるが故にやってしまうミス